

## 第 5 章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

### 5.1 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第 3 条の 6 の規定に基づく経済産業大臣の意見（令和元年 12 月 23 日）は、次のとおりである。

なお、記載されている経済産業大臣の意見は全て原文のまま掲載している。

経済産業省

20191004保第25号

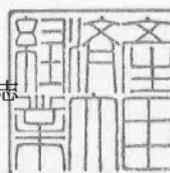
令和元年12月23日



株式会社エムウインズ八竜

代表取締役 高橋 恵一 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



株式会社エムウインズ八竜「(仮称)八竜風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和元年10月4日付けをもって送付のあった「(仮称)八竜風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書」について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

(別紙)

## 1. 総論

### (1) 対象事業実施区域の設定

ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討においては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った調査の結果及び稼働中に実施した調査の結果を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

イ. 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

ウ. 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。

### (2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、他事業者との情報交換等に努め、これらの情報を活用し、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。

### (3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2. 各論

### (1) 騒音及び風車の影に係る影響

本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は18基から12基程度に減少する計画である。

想定区域の周辺には、複数の住居等が存在していることから、今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る騒音及び風車の影に係る影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から十分に離隔する等の環境保全措置を講じ、騒音及び風車の影に係る生活環境への影響を回避又は低減すること。

なお、騒音の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、実施すること。

## （2）鳥類に対する影響

本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は18基から12基程度に減少する計画である。

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）の国内希少野生動植物種であるチュウヒ及びオジロワシの生息が確認されているほか、周辺はガン類及びハクチョウ類の主要な渡りの経路になっている可能性がある。

今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る鳥類への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。

## 5.2 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の意見及びそれに対する事業者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 (1) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

No.	経済産業大臣の意見	事業者の見解
1	<p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域の設定</p> <p>ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備（以下「配置等」という。）の検討においては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った調査の結果及び稼働中に実施した調査の結果を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。</p> <p>イ. 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。</p> <p>ウ. 既設の風力発電設備等の撤去工事については、必要に応じ、調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を適切に実施すること。</p>	<p>ア. 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の設置の際に行った調査の結果及び稼働中に実施した調査の結果を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映しました。また、検討の経緯については、「第7章 その他環境省令で定める事項」に記載しました。</p> <p>イ. 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設風力発電設備等の撤去跡、道路、送電線等の既存設備を最大限に活用した計画とし、可能な限り環境影響を低減します。</p> <p>ウ. 既設の風力発電設備等の撤去工事も含めて工事に伴う影響が最大となる時期を対象とし、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を実施します。</p>
2	<p>(2) 累積的な影響</p> <p>本事業の事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の周辺においては、他事業者による風力発電所が稼働中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。このため、他事業者との情報交換等に努め、これらの情報を活用し、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。</p>	<p>今後、可能な限り環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討します。</p>
3	<p>(3) 環境保全措置の検討</p> <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p>	<p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討します。</p> <p>ただし、安全に支障が生じる場合や近隣自治会等の地域の要望等を優先すべき事象が生じた場合は代償措置も検討します。</p>

表 5.2-1 (2) 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

No.	経済産業大臣の意見	事業者の見解
4	<p>2. 各論</p> <p>(1) 騒音及び風車の影に係る影響</p> <p>本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は 18 基から 12 基程度に減少する計画である。</p> <p>想定区域の周辺には、複数の住居等が存在していることから、今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る騒音及び風車の影に係る影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から十分に離隔する等の環境保全措置を講じ、騒音及び風車の影に係る生活環境への影響を回避又は低減すること。</p> <p>なお、騒音の調査、予測及び評価に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成 29 年 5 月環境省）及びその他の最新の知見等に基づき、実施すること。</p>	<p>風力発電施設の稼働に伴う騒音及び風車の影に係る影響につきましては、既存の騒音調査や風車の影に関する苦情の有無を把握した上で、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」及びその他の最新の知見等に基づき、想定する風車の配置計画や地域特性に基づいた調査計画を策定し、周辺住居等の生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を実施します。</p> <p>その結果を踏まえて、対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備を住居から離隔すること等により、騒音及び風車の影等による生活環境への影響を回避又は極力低減します。</p>
5	<p>(2) 鳥類に対する影響</p> <p>本事業は風力発電設備の建て替え事業であり、建て替え後の風力発電設備は、大型化するが、風力発電設備の設置基数は 18 基から 12 基程度に減少する計画である。</p> <p>想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）の国内希少野生動植物種であるチュウヒ及びオジロワシの生息が確認されているほか、周辺はガン類及びハクチョウ類の主要な渡りの経路になっている可能性がある。</p> <p>今後の風力発電設備の配置等の検討に当たっては、これらの状況を踏まえ、既設風力発電設備に係る鳥類への影響を適切に把握した上で、調査、予測及び評価を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）の国内希少野生動植物種であるチュウヒ及びオジロワシの生息が確認されているほか、周辺はガン類及びハクチョウ類の主要な渡りの経路になっている可能性があることから、専門家等へのヒアリングを踏まえて現地調査を実施し、既設風力発電所の影響も考慮した上で、適切に予測及び評価を実施します。</p> <p>また、予測及び評価の結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避、又は低減します。</p>